



# 花の苗を配布します 春季花いっぱい運動

問い合わせ  
公衆衛生推進協議会事務局(リサイクルセンター内) ☎59-2112

きれいで快適なまちづくりを積極的に推進するため、沿道などの公共的な空間に花壇(市民花壇)を設置し、自主的に維持管理する団体に花の苗を配布します。

## 花苗の配布対象団体

市内在住または市内に通勤・通学する3人以上で構成する非営利活動組織で、地域の環境美化活動に積極的に参加する意識があり代表者が明確な団体

(例)自治会、シニアクラブ、子ども会、学校、児童クラブ、保育所、ボランティアグループ、NPO法人、その他この運動のため新規に結成した団体など

## 花壇の場所は

次の要件を全て満たしている場所  
○原則、市内の土地で道路などに面しており多数の方が容易に鑑賞できる。

○国や地方公共団体または民間の助成団体などが実施する財政的支援の対象となっていない。  
○土地の管理者などの許可・承諾が得られている。

## 花苗の種類・配布数

ペチュニア、マリーゴールド、日草を予定しており、1㎡あたり16ポット、一団体あたり300ポット

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

## 「ひろしま環境の日」一斉行動

5月のテーマ

外出時は自転車や公共交通機関を利用しよう!



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

## 申し込み

5月6日(金)～17日(火)までに公衆衛生推進協議会事務局、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの申込書に記入し、公衆衛生推進協議会事務局に提出してください。

## その他

○花苗の配布を受けた団体は、7月6日(水)までに実施報告書を提出してください。  
○市民花壇の維持管理に必要な経費は、各団体の負担になります。  
○応募多数の場合は、抽選で配布団体を決定する場合があります。

## おたけ。ごみ事情 No.46

# 新聞・雑誌などの紙類は、「ごみ」ではなく、有効な「資源」です

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

「紙資源の日」に、ごみステーションに出される新聞、雑誌・雑紙、段ボールは、回収後、「ごみ」として処分するのではなく、「紙資源」として業者に買い取ってもらい、市の財源の一部となっています。

また、令和4年度からは、長期的なりサイクルの取り組みとして、日本製紙グループとの売買契約により、本製紙グループとの売買取引により、市が回収した紙資源は、日本製紙株式会社大竹工場などに搬入され、製紙原料として有効利用が行われています。

## 紙資源などの回収活動に報奨金を交付

ごみの減量化を図るため、自治会や子ども会などの団体が、集団で新聞などの紙類やアルミ缶を回収する活動に対して、回収量に応じて報奨金を交付しています。

活動には次の2種類があり、報奨金は、各団体の活動資金などに活用されています。

## システム回収

ごみ収集カレンダーで決められた月1回の「紙資源の日」に、各地区のごみステーションに出す取り組みです。目印に資源回収を示す「のぼり(黄色)」が立てられています。

## 団体回収

団体が回収業者との間で都合の良い日や場所を決めて実施する、資源回収の取り組みです。

## 資源回収の対象物

新聞、雑誌・雑紙、段ボール、アルミ缶

※「紙資源の日」にアルミ缶を出すことができるのは、システム回収を実施するごみステーションだけです。

# 水環境を守るため、浄化槽の法定検査を



広島県浄化槽維持管理啓発事業キャラクター

問い合わせ  
環境整備課 ☎59-2154

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所などから出る汚水をきれいにし、川や海に流す設備です。

浄化槽には、水洗トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、台所や風呂などの生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽があり、公共下水道施設の代わりとなるものです。浄化槽の機能を正常に保つため、管理(設置)者には、保守点検と清掃の実施、法定検査の受検など、適

切に維持管理する義務があります。

きれいな水環境を守るため、浄化槽の保守点検と清掃を行い、必ず法定検査を受けてください。

## 保守点検

浄化槽を正常に機能させるための、点検や調整など

## 清掃

たまった汚泥の引き抜きや機器の洗浄など

## 法定検査

保守点検および清掃の実施状況の確認や、浄化槽排水の水質検査など  
※このうち法定検査は県が指定した機関が行います。

## 既設の浄化槽の更新も補助対象に

公共下水道や集落排水処理施設の計画区域外に位置する個人の住宅に、小型合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する制度を設けています。

平成31年4月1日からは、設置者の維持管理に要する経費を軽減する観点から、これまでのくみ取り・単独処理浄化槽からの転換や新築の際の設置に加えて、既設の小型合併処理浄化槽を更新する場合も補助対象としています。詳しくは環境整備課へ。